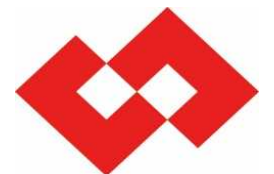


# 東京電力パワーグリッド株式会社の 現状と今後について

2023年4月  
東京電力パワーグリッド株式会社





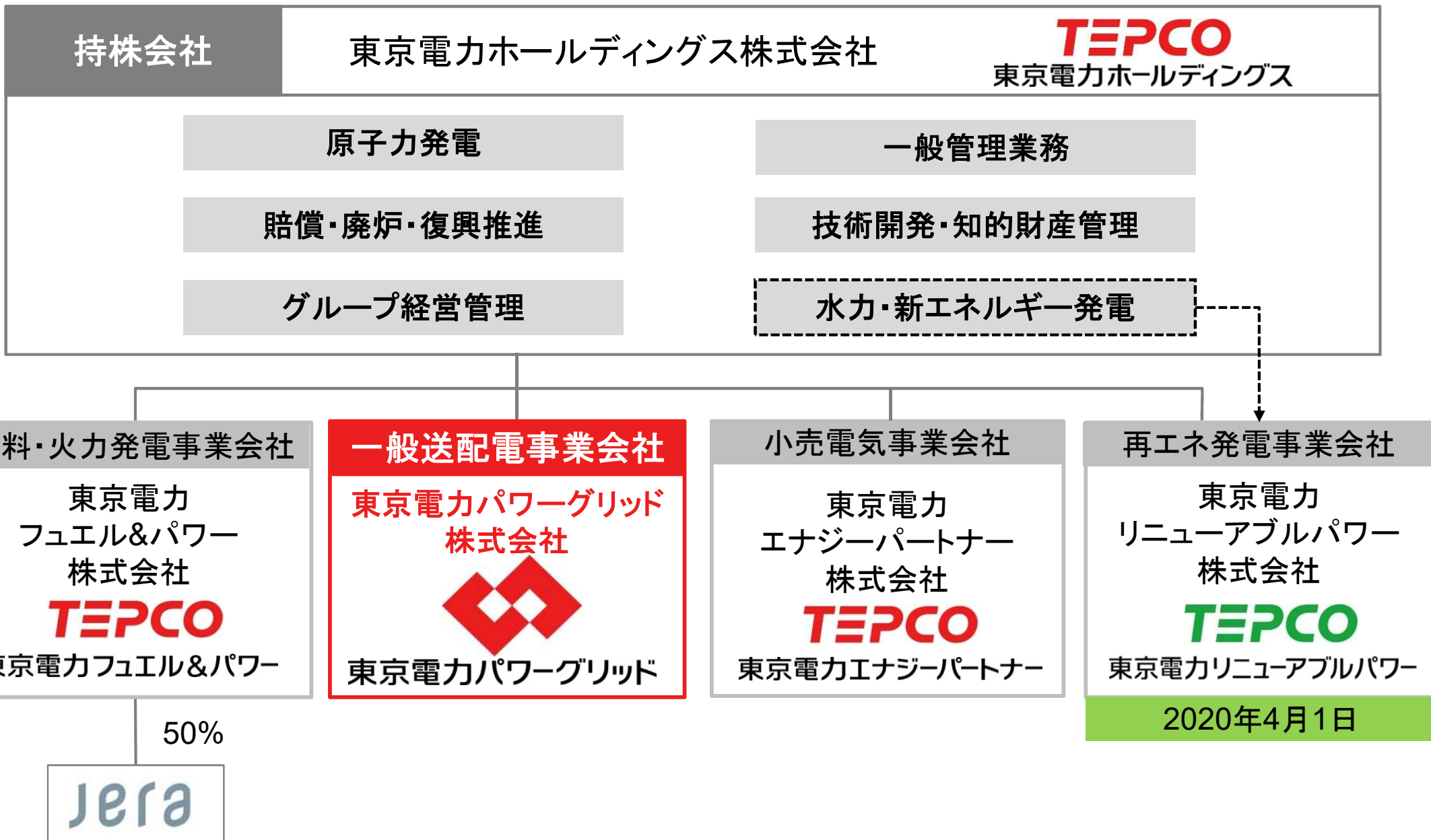
## ■ 東京電力パワーグリッド株式会社の概要

1. 会社概要 スライド2~5
2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占 スライド6~8
3. 託送料金収入（2023年4月以降の託送料金制度） スライド9
4. 安定的な収入、安定的な支出による安定的な財務体質 スライド10~14



# 1. 会社概要～①分社後の東京電力グループについて

■ 2016年4月1日、東京電力株式会社はホールディングカンパニー制へ移行。





# 1. 会社概要～②沿革など

## ■ 沿革

- 1951年5月1日 東京電力株式会社 創立
- 2015年4月1日 東京電力送配電事業分割準備株式会社 設立
- 2016年4月1日 東京電力パワーグリッド株式会社へ商号変更（ホールディングカンパニー制移行）

## ■ 業務範囲

- 一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業など

## ■ 役員一覧(2023年4月)

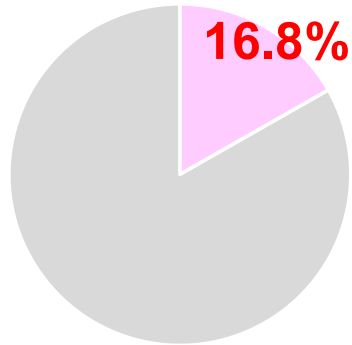
	氏名	事務委嘱等
代表取締役社長 社長執行役員	金子 禎則	法令遵守責任者
取締役 副社長執行役員	三野 治紀	最高情報責任者(CIO)、経営改革担当、サイバーセキュリティ担当
	岡本 浩	技監、行為規制管理者
	那須 詳司	最高リスク管理責任者(CRO)、情報管理責任者、企業倫理担当、経理・社債担当、安全担当、環境担当
取締役 常務執行役員	本橋 準	最高カイゼン責任者(CKO)、防災担当
	沖重 和俊	最高財務責任者(CFO)
	芝 和彦	海外事業担当
常務執行役員	新宅 正	料金制度担当
	菊地 康二	東京総支社長
	佐藤 育子	設備計画担当
	岡村 毅	神奈川総支社長
	北島 悟志	秘書・リスクマネジメント室長兼秘書役
執行役員	中村 敦	調達室長
監査役	阿部 陽子	
	野村 威	
	*富田 美栄子	弁護士

\*社外監査役

# 【参考】送・変・配電の主要設備



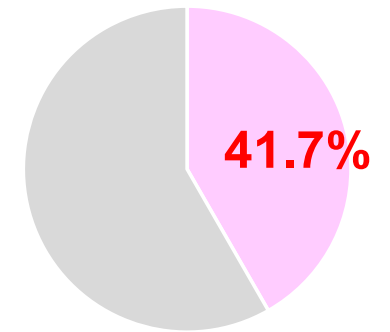
**14,830km**  
(架空電線亘長)  
電力10社中シェア



送電設備(架空)



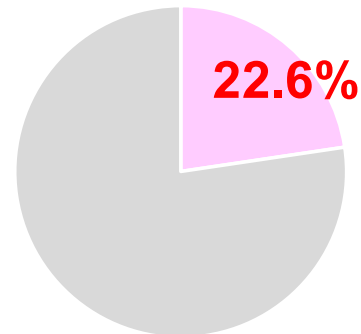
**6,473km**  
(地中電線亘長)  
電力10社中シェア



送電設備(地中)



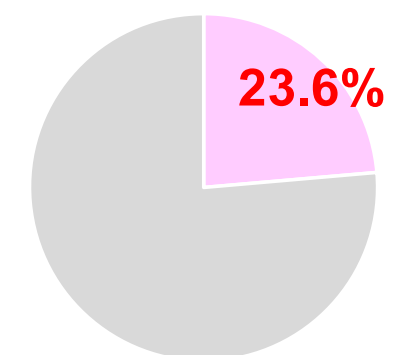
**1,613カ所**  
(変電所数)  
電力10社中シェア



変電設備



**258万台**  
(変圧器数)  
電力10社中シェア



配電設備

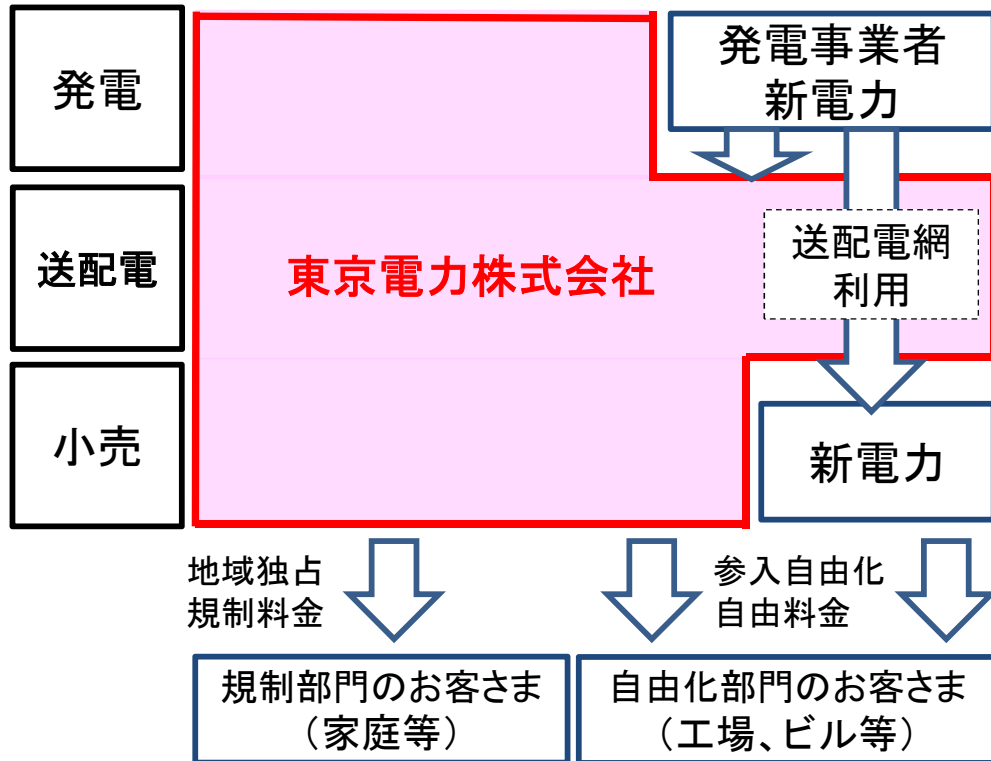
※ 各社「有価証券報告書(2021年度)」をもとに作成



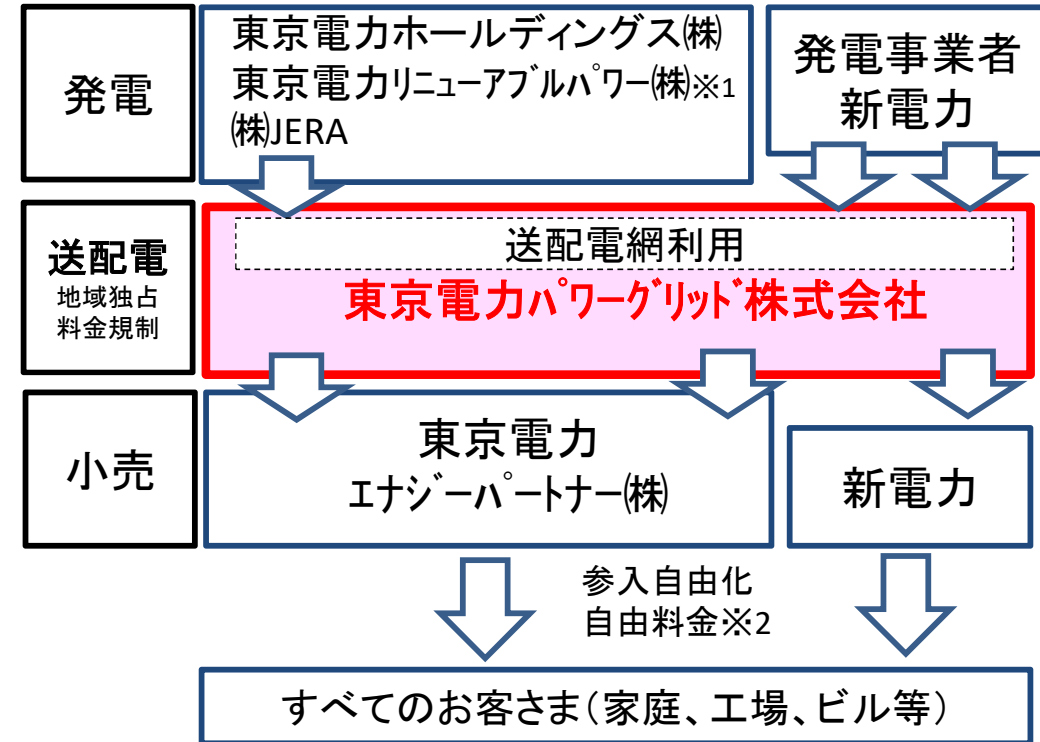
# 1. 会社概要～③事業モデル

- 首都圏エリアの一般送配電事業を地域独占体制で実施。(電気事業法第3条、第5条)
- 必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目的としたレベニューキャップ制度にもとづき、託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために必要と見込まれる収入をもとに託送料金を設定。(電気事業法第17条の2、第18条)
- エリアすべての小売事業者より託送料金収入が得られるため、全面自由化による大きな影響は受けない。

【2015年度以前】



【2016年4月1日以降】



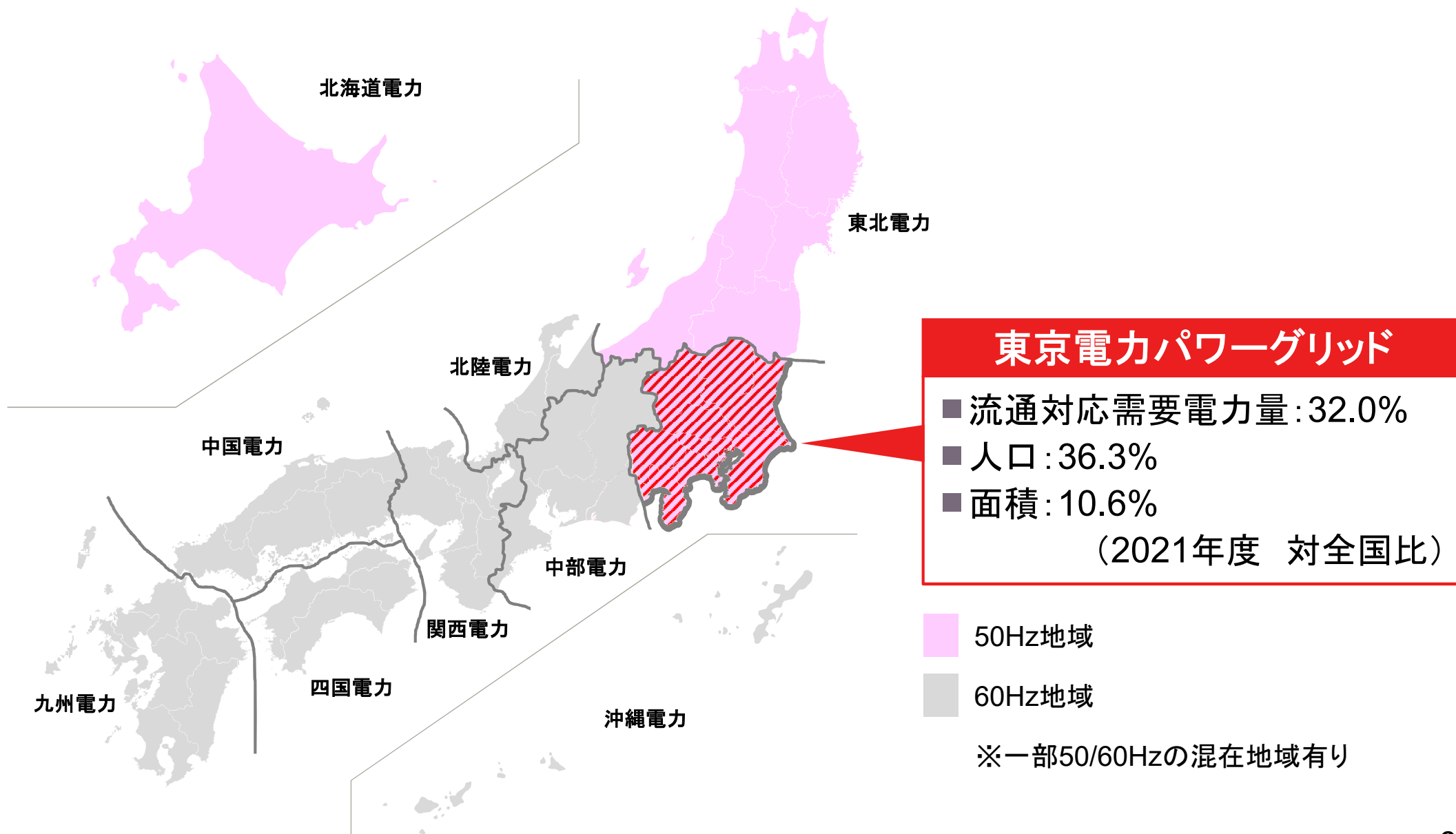
※1: 2020年4月1日以降

※2: 東京電力エナジーパートナー(株)では一部規制料金が残存 5



## 2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占～①供給エリア

- 経済・産業の中心である首都圏エリア(日本の電力需要の約1/3)を地域独占体制で安定供給を担う。



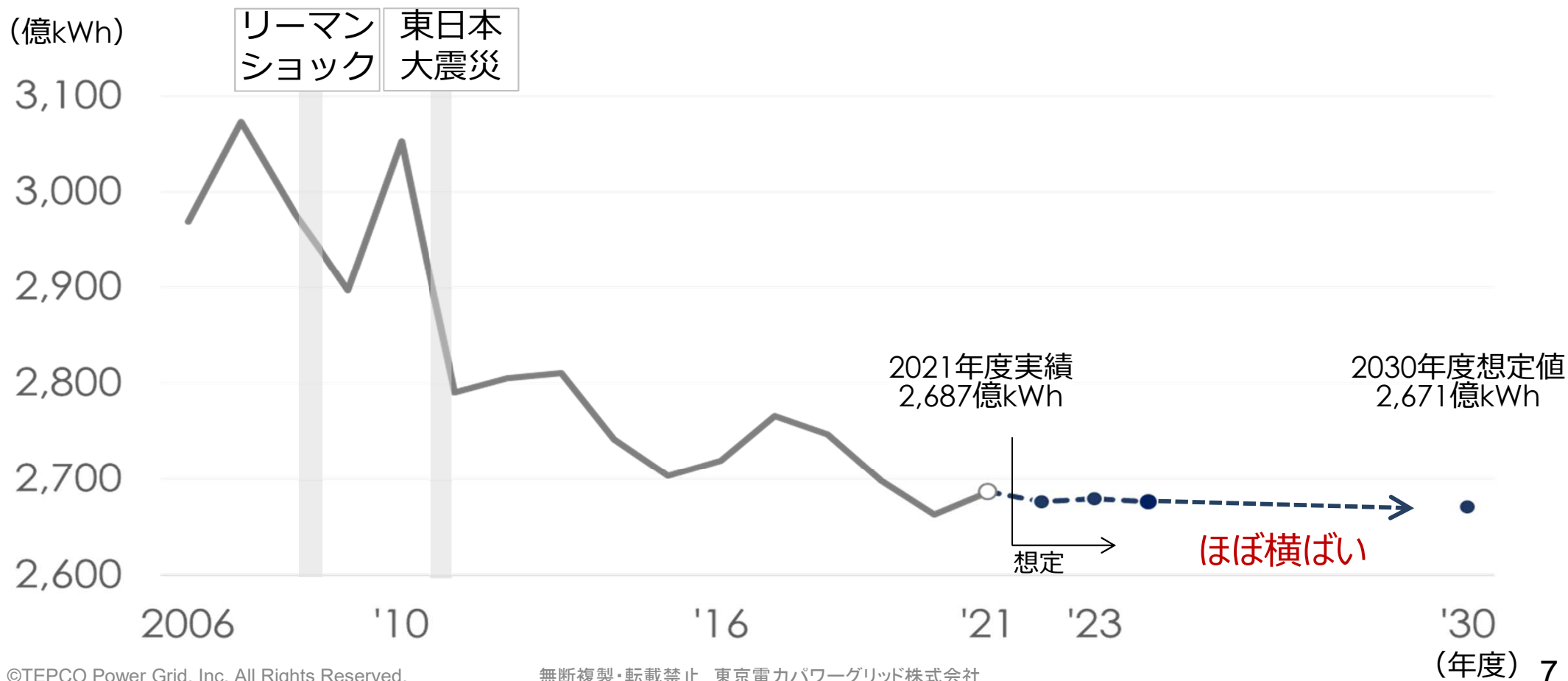


## 2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占～②今後の見通し



- 2021年度の電力需要は、新型コロナウイルスによる影響で落ち込んだ経済活動・生産水準の回復により、持ち直している。
- 中長期的には、在宅率上昇の一定程度の定着や緩やかな経済成長等による増加要素がある一方、継続的な省エネの進展等の減少要素も反映し、第四次総合特別事業計画においてはほぼ横ばいで推移するものと想定。

### 【当社エリア内の電力需要の見通し(四次総特)】



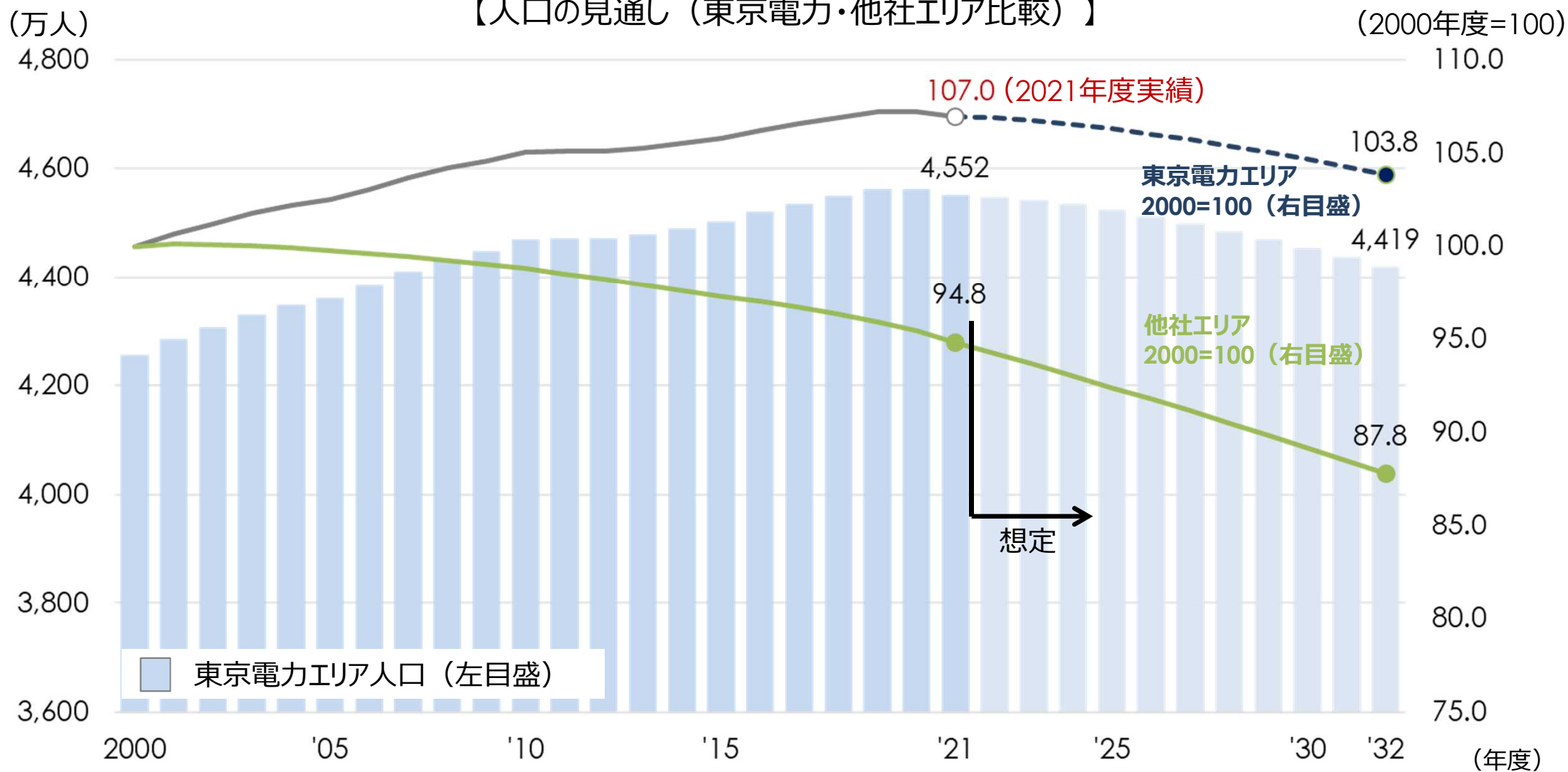




# 【参考】人口の見通し

■ 当社エリア内の人口は、向こう10年間では大きく減少しない見込み。また、他エリアと比較しても減少幅は少ない。

### 【人口の見通し（東京電力・他社エリア比較）】



※電力広域的運営推進機関公表値（2022.11.24公表）より作成

### 3. 託送料金収入(2023年4月以降の託送料金制度)

- 再生可能エネルギーの導入促進やレジリエンス強化など、電力ネットワークが直面する課題をふまえ、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目的として、2023年4月より新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)が導入。
- 一般送配電事業者は、5年間の規制期間の事業計画を策定し、その達成に必要な収入の見通し(以下、RC)を申請。国による審査を経て承認されたRCをもとに設定した託送料金単価で収入が得られることで、当社として必要な投資を確保。

#### ■ レベニューキャップ制度のイメージ

##### 期初

##### ① 国が、審査方針(指針)を提示

- ・国は、送配電事業者が収入上限を算定する際の指針として、日本全体の電力システムのより大きな便益と必要となる費用を考慮して、レジリエンス対応、再エネ大量導入、広域メルトオーダー等の課題について一定期間に達成すべきアウトプットを設定する。
- ・国の指針と広域機関の広域系統整備計画は、互いに整合的になるように策定する。

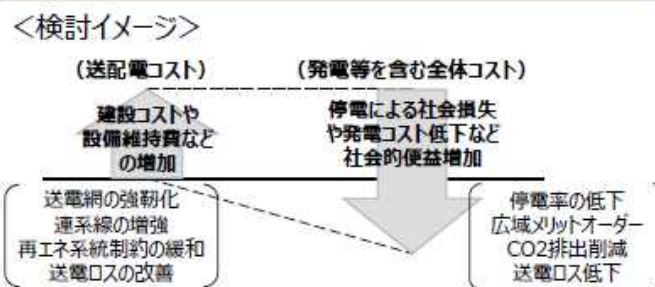
##### ② 送配電事業者が、①の指針を踏まえて事業計画(※)を策定

- (※) 設備増強計画、設備更新計画等

##### ③ 必要な費用を見積もって一定期間の収入上限を設定(レベニューキャップ)

- ・国は、広域機関の協力の下、アウトプットを達成するために必要な費用が盛り込まれているかを確認し、料金査定に反映
- ・効率的な事業者等を参考にしつつ、単位当たりのコストを算定・比較
- ・統計的に算出した生産性向上見込み率も使用

##### 収入上限の期間内



送配電事業者が計画に基づき設備増強、設備更新等を実施(必要な送配電投資を着実に実施)

送配電事業者が収入上限を超えないように託送料金を設定  
事業者自らが仕様統一化やドローン、デジタル技術を活用(コスト効率化を推進)

(出典)持続可能な電力システム構築小委員会  
中間取りまとめ(2020年2月)

## 4. 安定的な財務体質～①貸借対照表の主要項目および従業員数



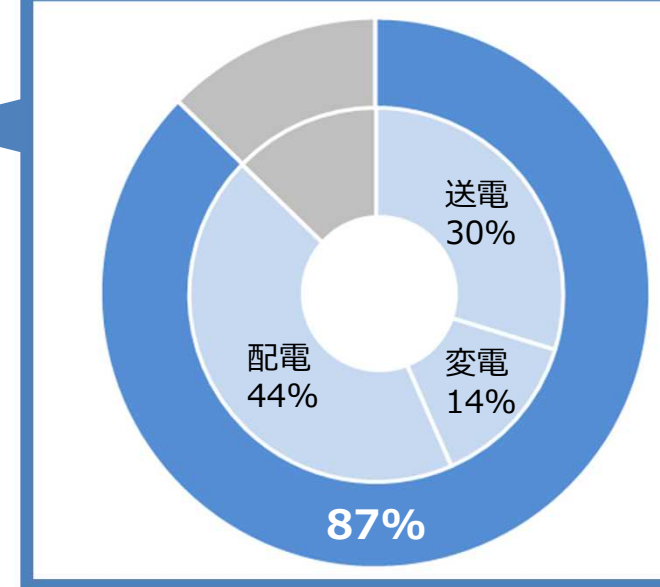
- 当社固定資産の約9割は、確実な収益を生む送・変・配電設備で構成されている。

### ■ 2022年3月末(東京電力パワーグリッド単体)

	(億円)
資産合計	66,246
固定資産計	46,984
うち送・変・配電設備	41,005
流動資産計	19,261
負債合計	56,843
純資産	9,403

※ 2021年度有価証券報告書により作成。

### 当社固定資産に占める 送・変・配電設備の割合



### ■ 従業員数 (2022年3月末 東京電力パワーグリッド単体)

	(人)
従業員数	14,556

※ 2021年度有価証券報告書より引用。



## 4. 安定的な財務体質～②電気事業営業収益／費用

### ■ 電気事業営業収益 ※

- － 託送収益が大部分を占め、電力需要の変動に伴い安定的に推移する見通し。

### ■ 電気事業営業費用 ※

- － 送配電設備の運用保守については、点検や補修等長期的な計画により年度毎の費用の均平化を図っている。
- － 当社の目標でもある更なる託送原価低減に向け、業務品質向上や生産性倍増、組織体制の見直し等を通じて、営業費用削減を継続的に遂行していく。

※電力の需給調整を目的とした電力調達・販売等も実施しており、数量・単価によっては費用・収益それぞれに影響する可能性あり。ただし、収支への影響は限定的。



## 4. 安定的な財務体質～③設備投資

- 設備投資は2,000～3,000億円／年程度で推移。
  - － 減価償却費も3,000億円／年程度であり、概ね減価償却費の金額の範囲内で投資
- 長期的な設備計画により、現在および将来の需給構造の変化に合わせた柔軟な設備形成の対応を目指す。
  - － 将来的な電力需要変動に合わせた最適な設備構成
  - － 再生可能エネルギー等分散型電源の増大、福島原子力発電所停止等による系統の情勢変化への対応

### ■ 主要な設備計画(抜粋)

	件名	電圧(kV)	亘長(km)	着工	運転開始
送電	西群馬幹線 東山梨(変)引込線新設	500	1号線:0.1 2号線:0.1	2022年6月	2022年11月(1号線) 2022年10月(2号線)
	福島幹線山線接続変更	500	1号線:1.1 2号線:1.1	2024年5月	2025年1月(1号線) 2025年4月(2号線)
	新袖ヶ浦線新設	500	1号線:0.1 2号線:0.1	2026年5月	2027年3月(1号線) 2028年2月(2号線)
	件名	電圧(kV)	出力	着工	運転開始
変電	新栃木変電所変圧器増設	500/154	750MVA	2021年5月	2022年11月
	東山梨変電所変圧器増設	500/154	750MVA	2019年11月	2022年12月
	新富士変電所変圧器増設	500/154	750MVA	2024年5月	2027年2月

2021年度有価証券報告書により作成

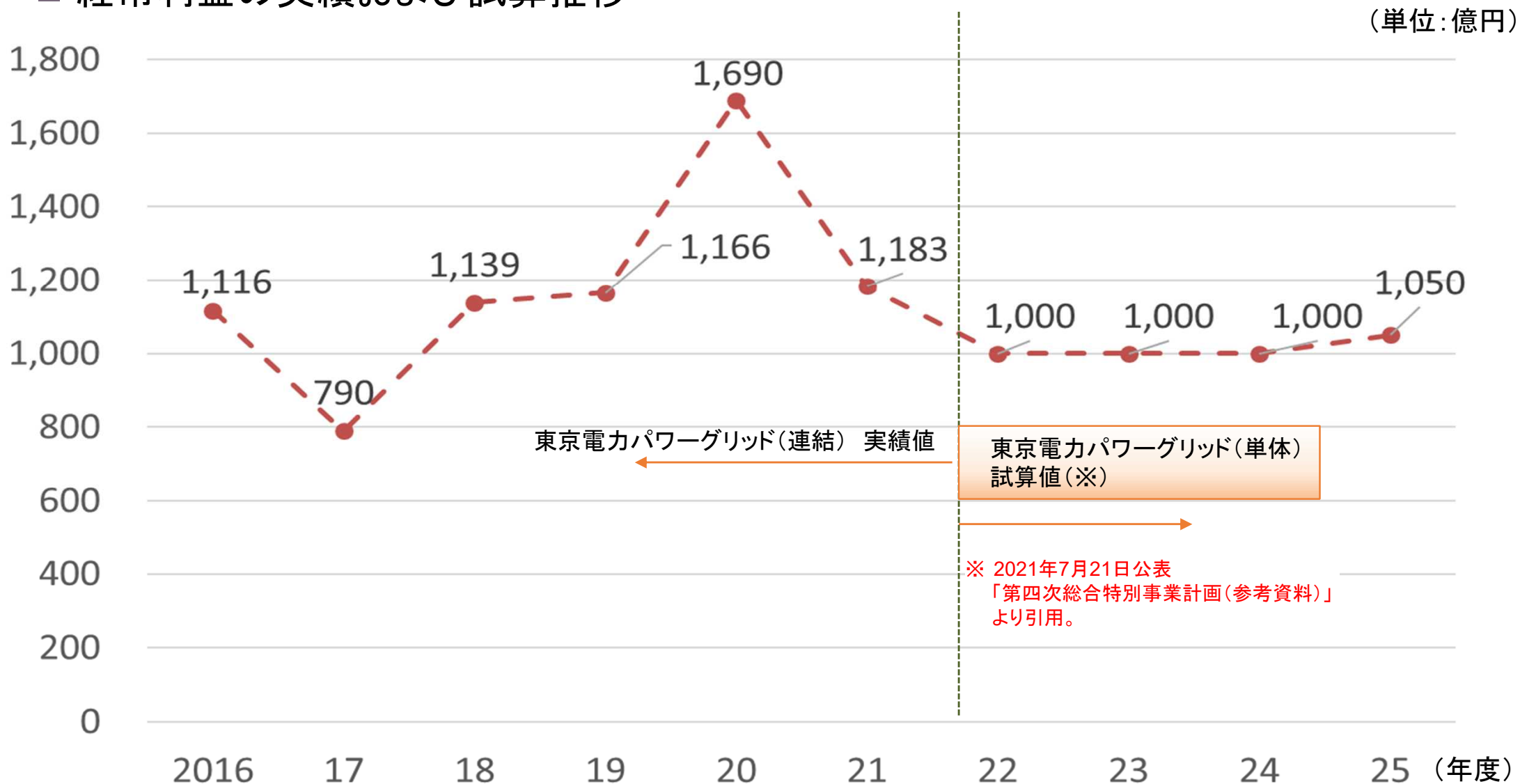




## 4. 安定的な財務体質～④経常利益(試算)

■ 東京電力パワーグリッドの経常利益は、概ね1,000億円／年程度で推移する見通し。

### ■ 経常利益の実績および試算推移

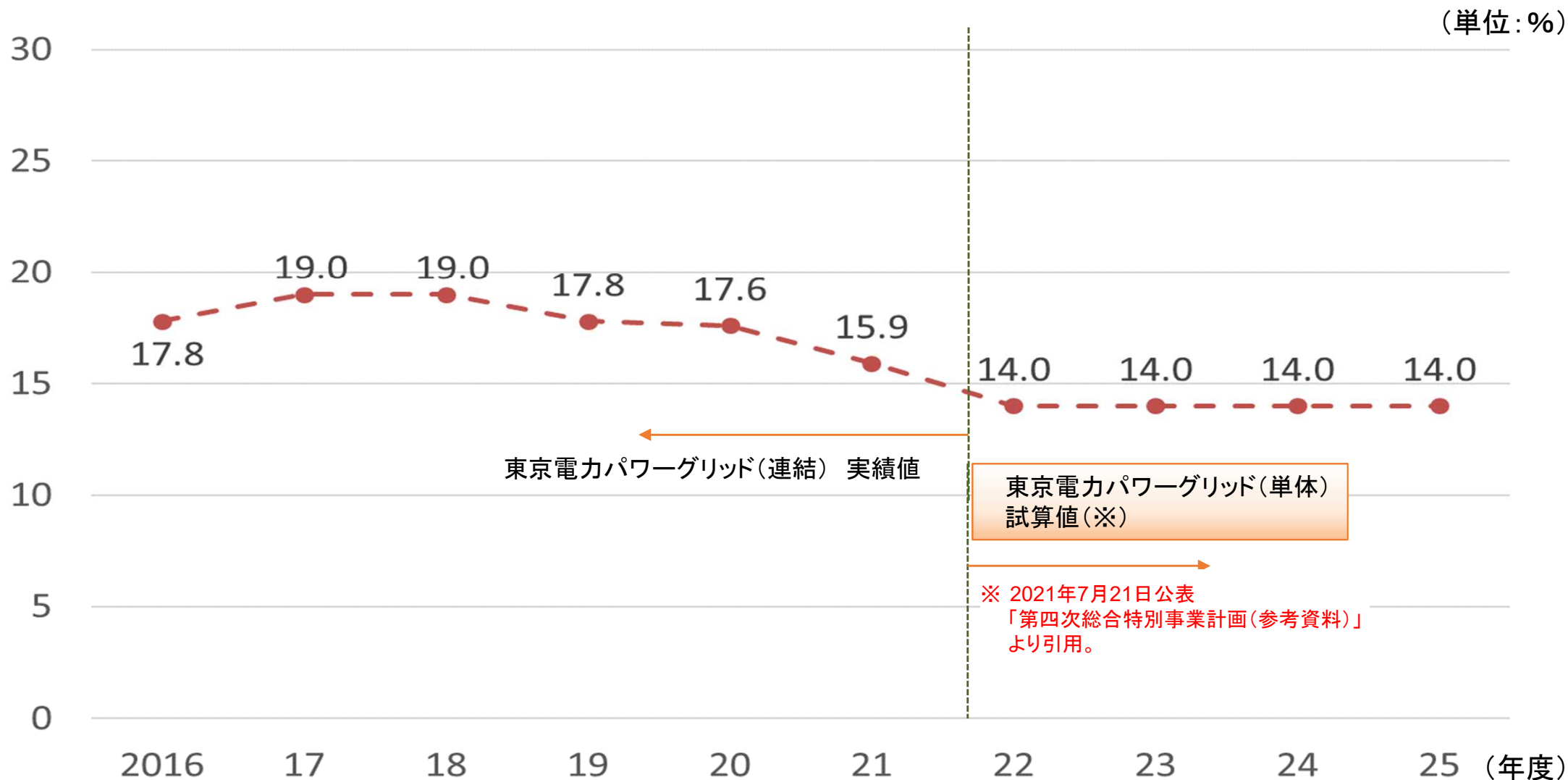




## 4. 安定的な財務体質～⑤自己資本比率(試算)

■ 東京電力パワーグリッドの自己資本比率は、安定的に推移する見通し。

### ■ 自己資本比率の実績および試算推移





## ご参考資料

---





# 【参考】経営効率化に向けた基本方針

- 当社は安定供給と託送原価低減の両立を果たしつつ、世の中の変化を的確に捉え、お客さまの期待を超える価値の提供の実現に向け、革新的な経営効率化を実践してまいります。
- そのために、「設備形成改革」「革新的生産性向上」「調達改革」の3つの切り口のもと、数量の最適化と単価の抑制の重ね合わせによる効率化を加速してまいります。

## 数量の最適化

## 単価の抑制

### 設備形成改革



### 革新的生産性向上



### 調達改革



#### 設備形成の最適化

- ・設備のスリム化策の立案
- ・ノンファーム型接続のローカル系統への段階的な適用拡大 等

#### カイゼン活動

- ・グループ会社、関連会社を含めたバリューチェーン全体の最適化
- ・工法、作業手順の磨き込みによる業務や仕様の標準化 等

- ・工事会社、メーカー、他電力との協働による経済性に優れた資材の安定調達
  - 協働原価改善
  - 共同調達
  - 仕様統一 等

#### アセットマネジメント

- ・設備のリスク評価手法の検討
  - データ解析等による劣化予測の精緻化
  - 影響度算定の精緻化 等

#### デジタルイゼーション

- ・データやデジタル技術を最大限融したオペレーション改革
- ・ドローン等の先進技術を活用した点検、巡視の効率化 等

# 【参考】カーボンニュートラルに向けた送配電ネットワークの対応



- 当社は2050年カーボンニュートラルに向けた送配電ネットワークの対応として以下の取り組みを推進いたします。

## 基幹系統の広域化推進

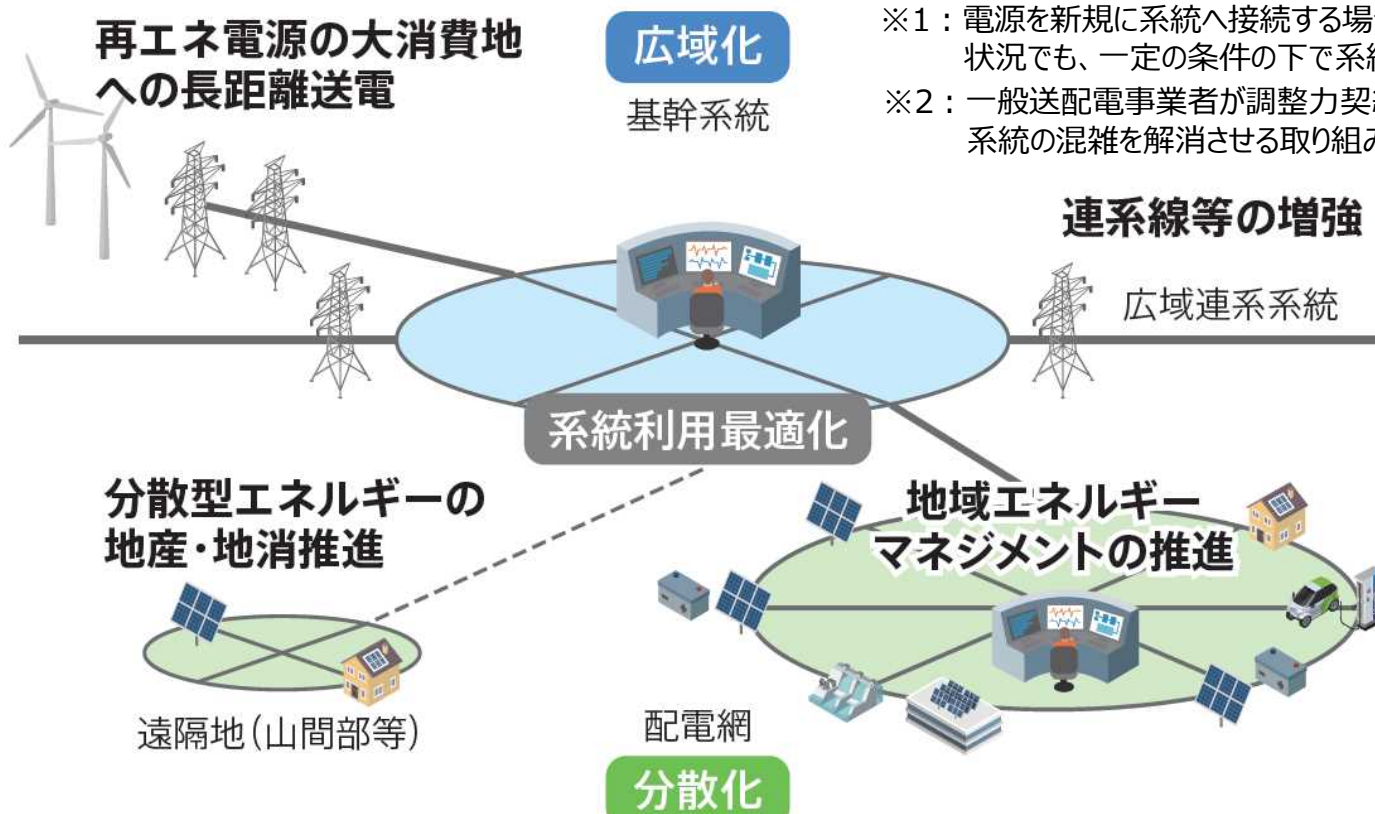
大規模洋上風力発電設備等当社エリア外の安価な非化石電源導入によるCO2削減を進めるため、費用対便益の高い地域間連系設備等の増強を推進

## 系統利用の最適化

コネクト&マネージ<sup>※1</sup>推進、再給電方式<sup>※2</sup>の導入や市場主導型の混雑管理への転換による再生可能エネルギー導入の拡大、分散型ネットワークと広域ネットワークを協調運用した系統全体の有効活用の実現

## 配電網の分散化

次世代の分散型グリッドへの転換、次世代スマートメーター等を最大限活用した地域エネルギーマネジメントの推進、新島・母島の実証で培った技術・知見を活かした、再生可能エネルギーの導入の拡大



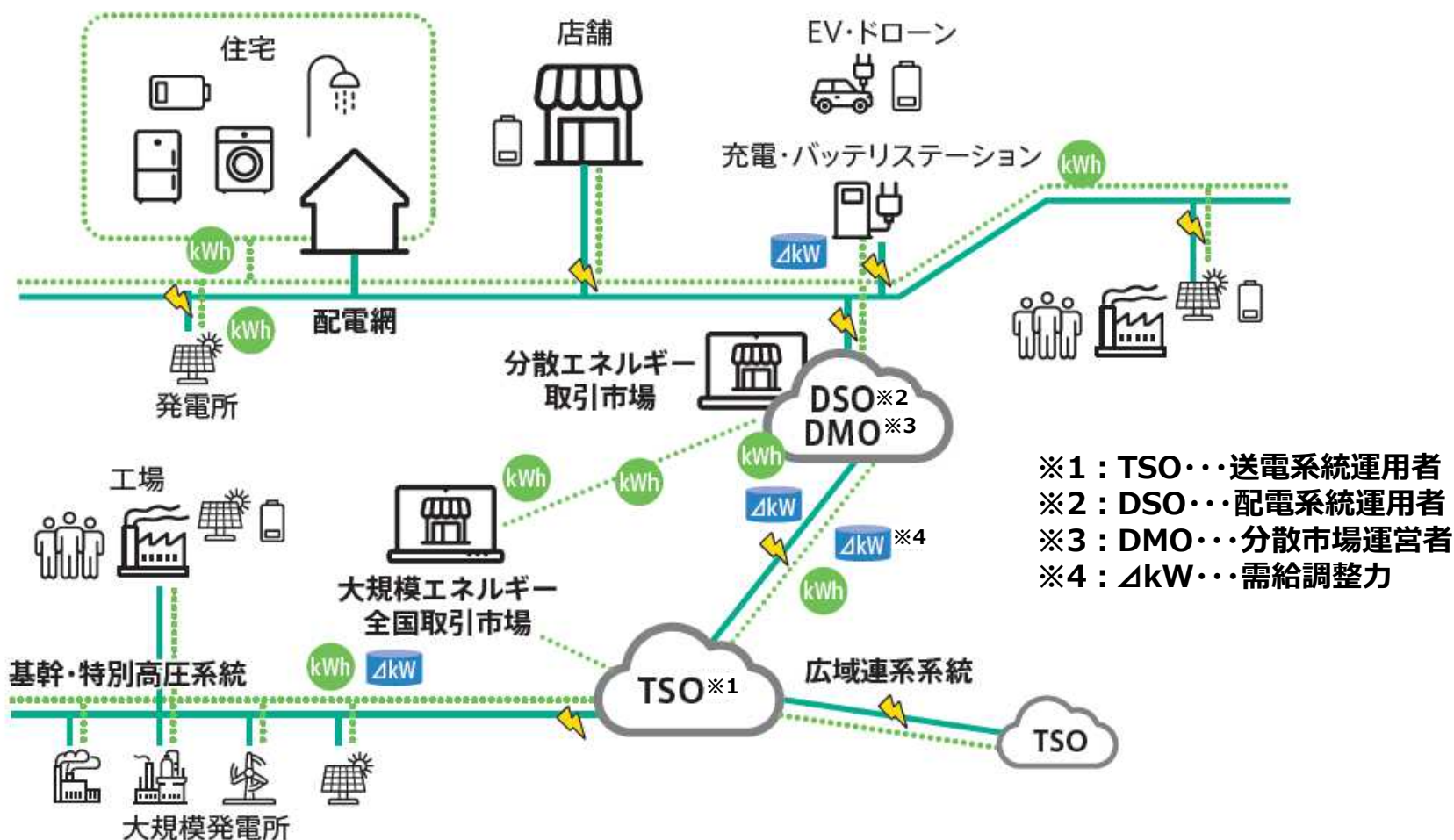
※1：電源を新規に系統へ接続する場合に送電線の空き容量が不足する状況でも、一定の条件の下で系統への接続を認める取り組み

※2：一般送配電事業者が調整力契約をしている電源を活用して、基幹系統の混雑を解消させる取り組み

# 【参考】系統利用の最適化に向けた技術開発

- 市場取引により、分散型エネルギーリソースの地産地消を推進し、系統利用の最適化と再生可能エネルギーの有効活用を実現いたします。
- 分散型エネルギーリソースを最大限活用するためのシステムに必要な技術開発を行い、フィールド実証におけるシステム活用の実現性を評価してまいります。

## 分散型エネルギーの取引実証イメージ



# 【参考】託送料金制度改革について(これまでの制度からの変更点)



	変更後(2023年4月以降)	変更前
規制期間	5年	なし(原価算定期間は3年)
定期洗替	あり	なし
料金設定	事業計画・達成すべきアウトプットに基づき、 規制期間内の <u>収入上限(5年計)</u> を設定 ※ 託送料金単価は5年フラットを基本とし、合理的な説明があれば年度毎の設定も個別に認める。	料金単価(3年平均)を設定
手続き (収入調整)	期中の収入上限変更:承認 期中の料金単価変更:届出 ※ <u>収入上限を超えない範囲であれば、期中の料金単価変更は届出</u> 。期初収入上限/料金単価設定は承認/認可。	料金値上:認可 料金値下:届出 ※超過利潤累積額が一定水準を超過した場合等は料金変更命令
料金審査	<u>アセットマネジメント(リスク評価)手法および統計査定の導入</u>	厳格な科目ごとの個別審査が中心
コスト効率化 促進	定期的に収入上限を査定 事業者自らの <u>効率化インセンティブが働くスキーム(他社比較、効率化係数、利益(損失)の調整)</u> の導入	認可申請時の厳格査定 超過利潤は一定水準まで内部留保を認容
必要な 投資確保	<u>外生的な費用変動や需要変動等を機動的に収入上限に反映(翌期・期中調整)</u> 事業計画に基づく達成すべき目標の設定	原則、料金値上げを行おうとする場合には認可申請が必要





# 【参考】送配電網における設備投資・修繕費の抑制(その①)

- 遮断器取替工事における標準停電作業日数が長く、重要な系統では停電制約により停電調整業務の手戻りや、不調となった場合の設備損害リスクがあります。そこで停電作業日数を短縮させるため、停電内作業のカイゼンに取り組んでいます。

## カイゼン前

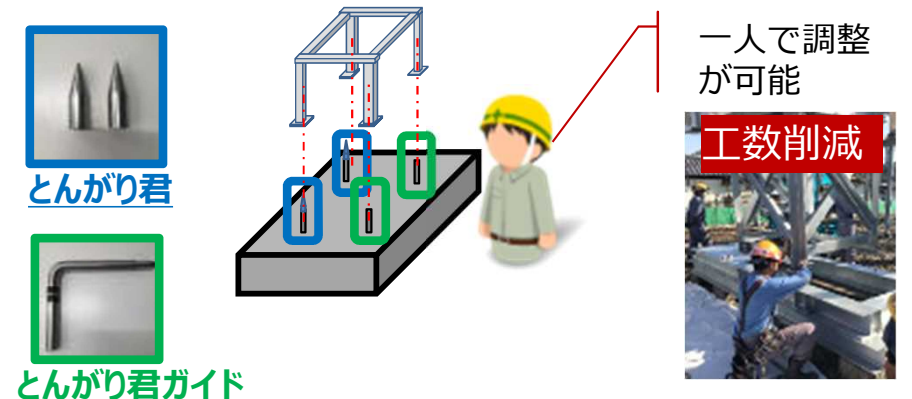
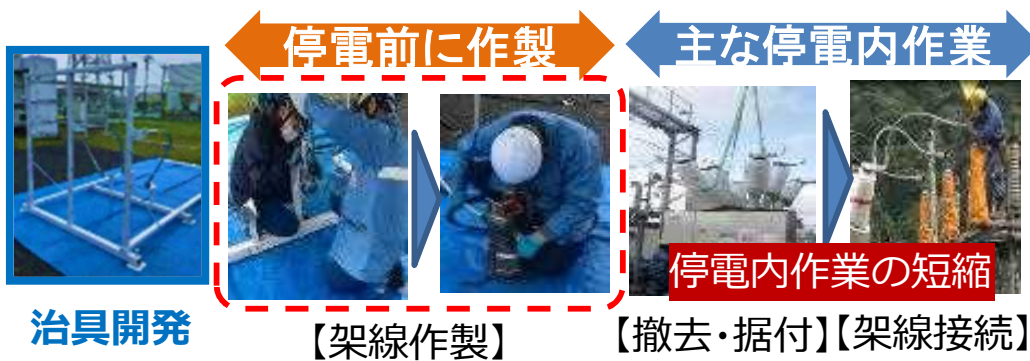


## カイゼン後



### 治具開発による架線作製の外段取り化

### 治具開発によるガス遮断器据付の一人作業化

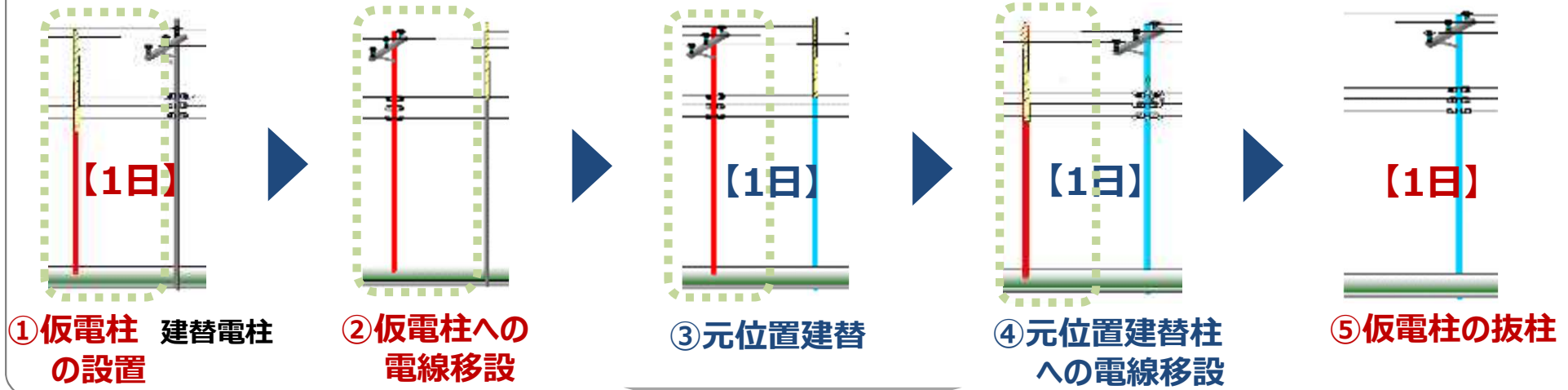


- ・少しのずれは「とんがり君」が調整
- ・「とんがり君ガイド」を使って挟まれ防止

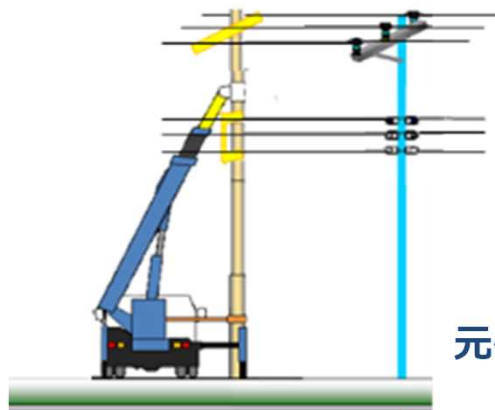
# 【参考】送配電網における設備投資・修繕費の抑制(その②)

- 電柱建替工事において、元位置へ建替を行う場合、一旦、別位置に電柱を建設し電線を移設を行った後、元位置へ復元する手間が発生しておりました。
- そこで、別位置への電柱建設工事を行わず、元位置のみの電柱建替を可能とする車両(元位置建替車両)を開発し、元位置建替工事時間の短縮を実現しました。

## カイゼン前 作業日数：5日



## カイゼン後 作業日数：1日



【1日】  
元位置建替および電線移設

元位置建替車両

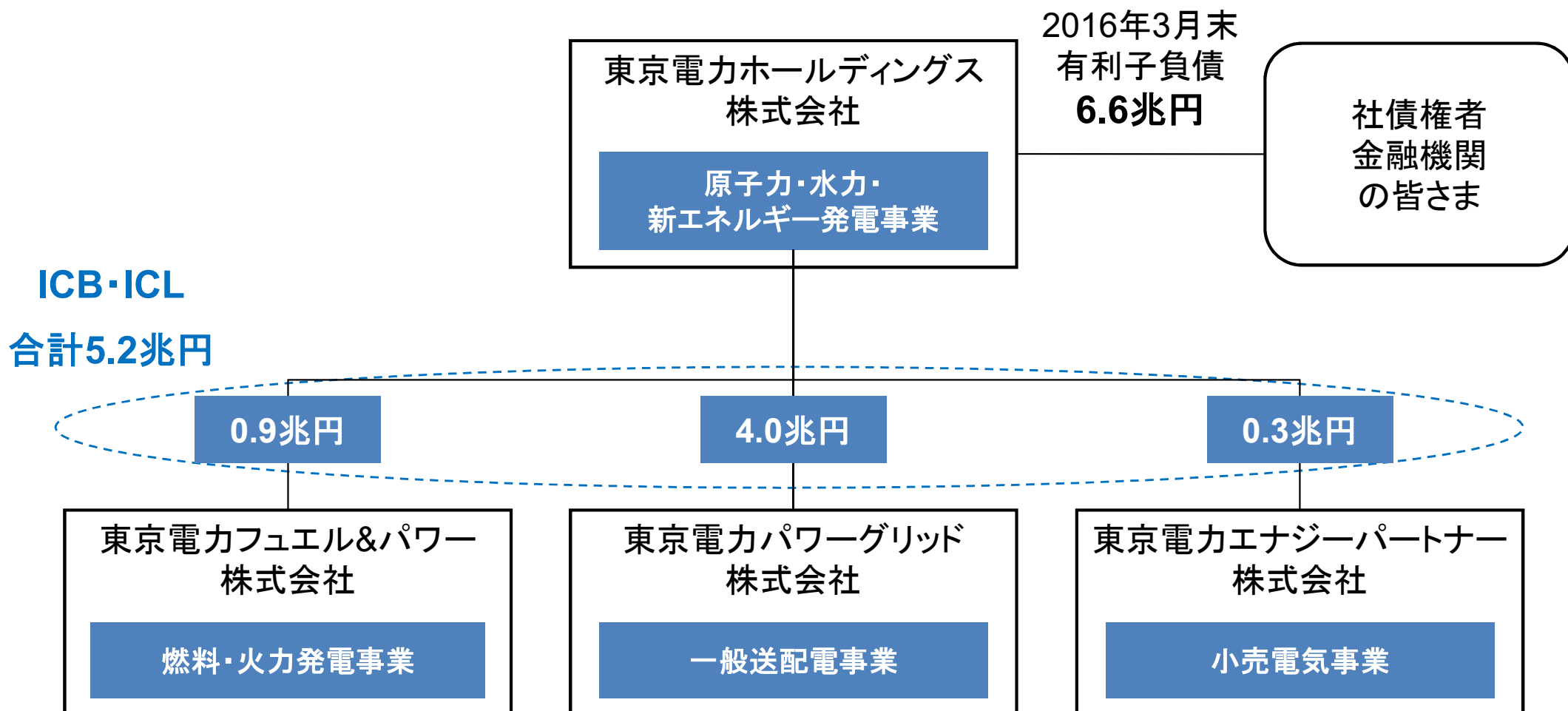






# 【参考】会社分割時点の有利子負債の取扱い

- 会社分割の効力発生日前日(2016年3月末)において残存する有利子負債は、分割会社である東京電力ホールディングス株式会社(持株会社。以下、東京電力HD)が負担。
- 吸収分割の承継会社となる3事業会社は、会社分割後に、別途、東京電力HDに対して社債(以下、ICB:インターカンパニーボンド)等を発行済。



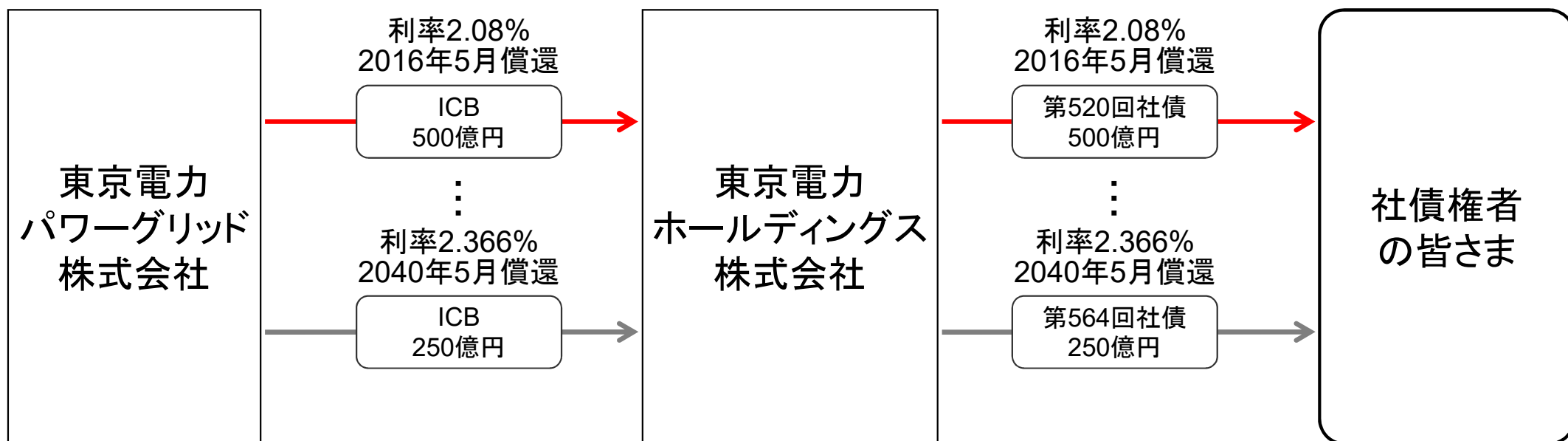
# 【参考】ICB発行条件

- 東京電力パワーグリッド株式会社は、ICBを、国内で募集により発行した一般担保付社債（以下、国内公募社債）の各回号と、残存金額、満期及び利率が同一となる条件で発行。
- 国内公募社債の元利金支払いのために必要な資金は、ICBの元利金によって確保されるため、国内公募社債の元利金支払いの確実性は維持される。

※ なお、ICBには一般担保が付されるため、東京電力パワーグリッド株式会社が新規に一般担保付社債を発行する場合には同順位（パリパス）となる予定です。

## 【ICB発行イメージ】

( ICB ) ← --- 同一条件 ---> ( 国内公募社債 )

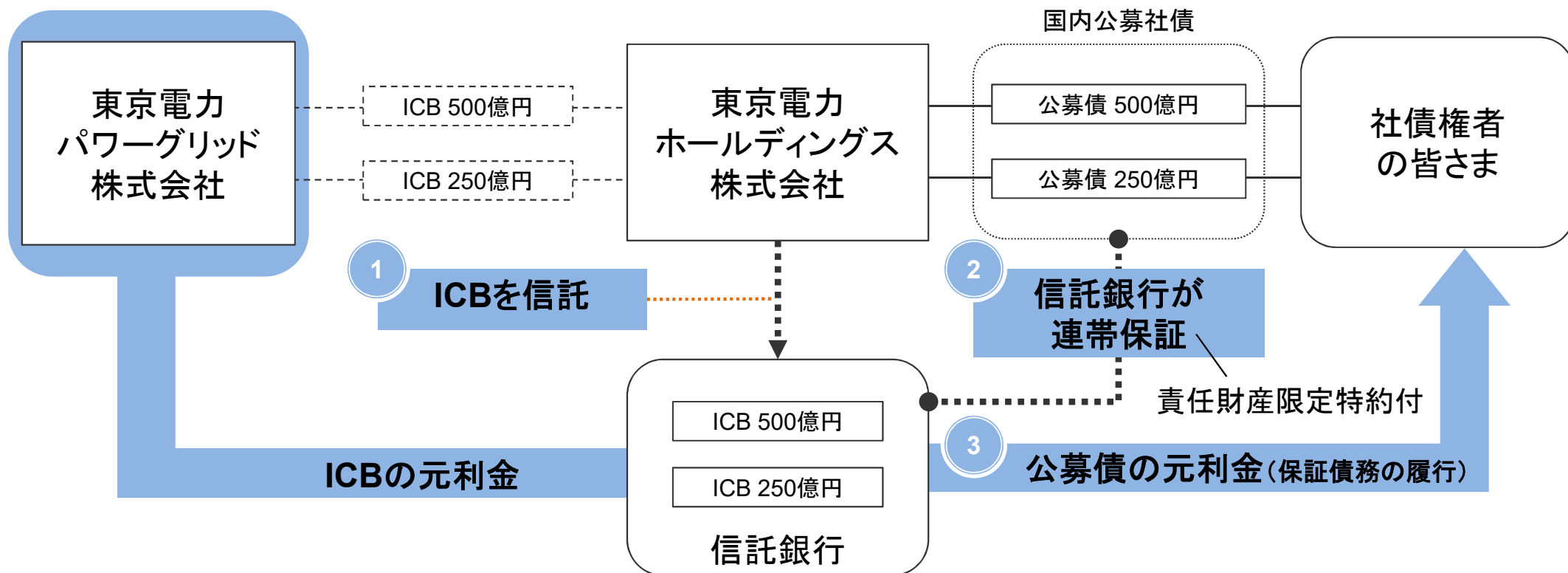


国内公募社債の元利金支払いのために必要な資金を  
ICBの元利金によって確保

# 【参考】ICB信託(国内公募社債向け)

- 東京電力HDは、信託銀行との間で、東京電力HDを委託者兼受益者、信託銀行を受託者、ICB及び金銭を信託財産とする信託を設定する信託契約を締結(下図①)。
- 受託者である信託銀行(三井住友銀行)は、国内公募社債について連帯保証(下図②)。
- 連帯保証後も、国内公募社債に対する元利金支払い義務は、東京電力HDが負担するが、国内公募社債の元利金支払いは、ICBの元利金支払いがなされる限り、受託者が保証債務の履行として行う(下図③)。

## 【ICB信託 イメージ】





## 【参考】東京電力パワーグリッドによる債務保証

- 2021年度末時点において、東京電力パワーグリッド株式会社は、東京電力HDの無担保借入金等を債務保証。

保証対象債務	無担保借入金等
保証人	東京電力パワーグリッド株式会社
債務者	東京電力ホールディングス株式会社
保証額	3,246億円

※2015年7月28日(変更認定)の新・総合特別事業計画(改訂版)より一部抜粋

- ④各事業子会社の自律的資金調達やアライアンスに支障が生じないよう、各事業子会社による既存債務の連帯保証及び各社に跨るクロスデフォルト条項を措置しないこと。
- ⑤上記④にかかわらず、今般の電気事業法一部改正法附則第74条第2項に係る制度措置等により、東京電力HDの円滑な資金調達が確保されるまでの間、送配電子会社は、東京電力HDの信用補完の必要性や当該子会社の信用状況を勘案しつつ、法令の範囲内で、上限の定めのある保証を負担すること。



# 【参考】東京電力パワーグリッドの格付の現状

東京電力パワーグリッド		2022年 8/4時点
R&I	会社格付	A- 安定的
JCR	会社格付	A 安定的

2021年8月5日

会社格付: BBB+(安定的) → A-(安定的)へ格上げ

○ 震災直後、格下げされるも、現在に至るまでA格を維持。

<JCR 主な格付事由>

- ・ 国、機構と東電との間で構築されたスキームの安定性を格付上、最も重視。
- ・ 国が東電の持続性を直接的・間接的に担保していく姿勢に変化はみられない。

(参考) 東京電力ホールディングス		震災前	震災後 最低水準	2022年 8/4時点
R&I	会社格付	AA+ 安定的	BBB- ネガティブ	A- 安定的
JCR	会社格付	AAA 安定的	A ネガティブ	A 安定的
S&P	社債格付	AA- 安定的	BB+	BB+
	会社格付		B+ ネガティブ	BB+ ネガティブ
ムーディーズ	社債格付	Aa2 安定的	Ba2	Baa3
	会社格付		Ba3 ネガティブ	Ba1 安定的

2022年5月17日

アウトック: 安定的 → ネガティブへ見直し(格付けは据え置き)



## 【参考】直近の格付アクション(R&I)

- **BBB+**(安定的) → **A-**(安定的)へ格上げ(2021年8月5日)

### <2021/8/5 R&I ニュースリリース 一部抜粋>

- 今回の格上げは、原発事故処理のために用意された各種の枠組みが今後も十分に機能し続け、東電グループの財務リスクが低減すると判断したことが主な理由だ。グループ信用力を反映する3社の格付を同時に引き上げた。
- 新々総特の骨子を引き継いだ第四次総合特別事業計画(四次総特)には継続的な政府関与と福島事業を支える具体策が盛り込まれた。事故処理費用に由来する先行き不透明感は薄まっている。3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し完了、政府による多核種除去設備(ALPS)等処理水の処理方針決定など、実際の廃炉作業が進展した点も評価できる。
- 2023年度に実施予定の託送料金制度改革について、料金原価の洗い替えによる影響が注目点だったが、政府の審議会では廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、引き続き超過利潤を活用できる仕組みとする方針が示された。PGは料金制度改革後も十分な収益力を維持できる可能性が高まった。託送料金制度改革がPGの収益力の維持・強化につながれば、経営の安定性向上に寄与する。

## 【参考】直近の格付アクション(JCR)

- 格付見通しを**ネガティブ**→**安定的**へ見直し(2016年4月1日)

### <2016/4/1 JCR ニュースリリース 一部抜粋>

- 国は総合特別事業計画の認定を通じて、当社の持続性を直接的・間接的に担保していく基本姿勢を一貫して保っている。実質公的管理下に入って以降の国・機構のスタンスと当社の取組み実績などを勘案すると、今後早期に追加的な格下げを想定すべき状況ではなくなったと判断し、格付を据え置き、見通しを安定的に変更した。
- 業績は販売電力量の減少基調にあって、電気料金の値上げや油価の大幅下落に伴う燃料費調整制度上の効果などが大きく、12/3期をボトムに大きく改善している。
- 燃料費調整制度の損益への影響は中期的には中立的だが、大規模かつ断続的なコスト削減活動や最新鋭火力発電所の早期運開などの取組みにより、柏崎刈羽原発の再稼働が見込めずとも、原価構造の柔軟性を高め、一定の利益を確保できる体質に転換されてきている。これにより財務構成も改善が続く。

### <参考 2022/7/27のJCRニュースリリース 一部抜粋(格付アクション無し)>

- これまで同様、福島復興の責務を国と共に果たしていく構図に変化はなく、当社に対する国の関与は続く見通しである。中期的に業績はPG、RP及びJERAの下支えを背景に改善していくと想定される。収益力向上にかかる注目点は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働とEPの収益力強化である。金融機関との関係に特段の懸念はなく、今後の収支見通しも勘案すると、現状程度の財務構成は維持可能と考えられる。以上より、格付を据え置き、見通しを安定的とした。



## 【参考】直近の格付アクション(S&P、ムーディーズ)



- S&P  
アウトルックを**安定的**→**ネガティブ**へ見直し(格付けはBB+に据え置き)(2022年5月17日)

### <2022/5/17 S&P プレス・リリース 一部抜粋>

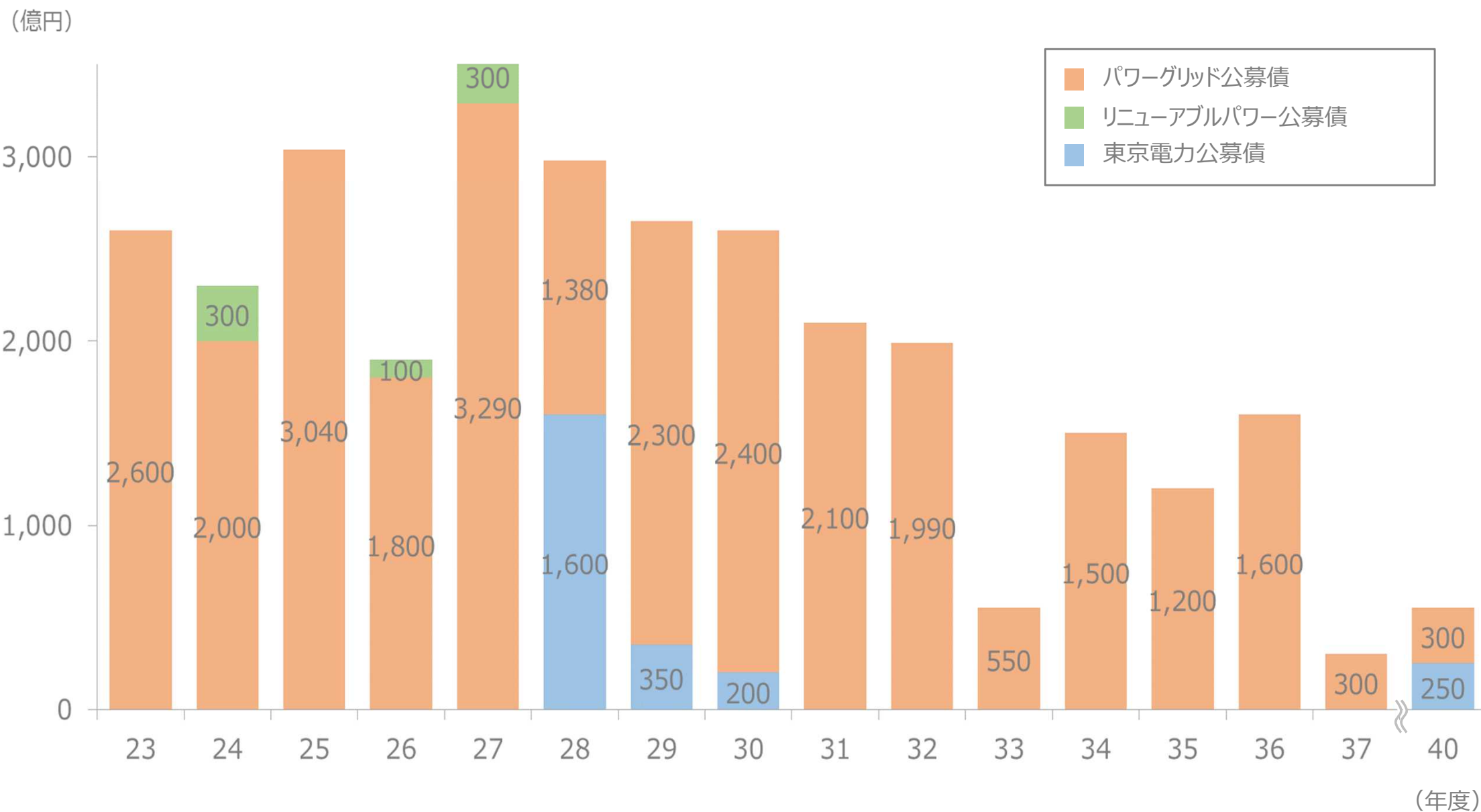
- 電力小売市場での激しい競争により、東京電力グループの収益力が大幅に低下している。柏崎刈羽原発の早期再稼働の見通しも不透明であるため、同グループの利益創出力が早期に格付けに見合う水準まで回復しない可能性が高まったとS&Pは判断。
- ただし、価格競争の緩和により、今後1 - 2年で同グループの利益創出力の回復が進む可能性もあるとS&Pはみているうえ、日本のエネルギー政策における同社の重要性に変化がないことを踏まえ、格付は据え置いた。

- ムーディーズ  
シニア有担保債務格付けを **Ba1** → **Baa3**  
コーポレートファミリーレーティングを **Ba2(安定的)** → **Ba1(安定的)** へ格上げ (2019年11月11日)

### <2019/11/11 Moody's プレス・リリース 一部抜粋>

- 今回の格上げは、東京電力が2011年の福島原発事故以降に成し遂げてきた予見性の向上を認識したもの。
- また、支援の枠組みの中で、多額の債務を履行するのに十分なキャッシュフロー創出を可能にする政府の継続的なサポートの可能性も考慮。
- 安定的の格付見通しは、政府・取引銀行による継続的な支援に基づき、同社が福島関連費用を支払うことができ、新々総合特別事業計画に沿って、年平均5,000億円の資金確保ができるとのムーディーズの見方を反映。

# 【参考】公募社債償還スケジュール(2023年4月1日時点)



# 【参考】PG社債発行実績①



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第1回	2017/3/9	3年	400億円	0.38%	BBB / A	2016年度計 900億円
第2回	2017/3/9	5年	500億円	0.58%	BBB / A	
第3回	2017/6/20	5年	500億円	0.52%	BBB / A	2017年度計 4,000億円
第4回	2017/6/20	7年	200億円	0.69%	BBB / A	
第5回	2017/8/31	5年	700億円	0.48%	BBB / A	
第6回	2017/8/31	10年	300億円	0.85%	BBB / A	
第7回	2017/10/24	5年	500億円	0.46%	BBB / A	
第8回	2017/10/24	10年	500億円	0.81%	BBB / A	
第9回	2017/12/14	12年	300億円	0.94%	BBB / A	
第10回	2018/1/25	5年	500億円	0.45%	BBB / A	
第11回	2018/1/25	10年	500億円	0.79%	BBB / A	

# 【参考】PG社債発行実績②



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第12回	2018/4/19	5年	500億円	0.44%	BBB+ / A	2018年度計 4,500億円
第13回	2018/4/19	10年	500億円	0.77%	BBB+ / A	
第14回	2018/7/24	5年	500億円	0.43%	BBB+ / A	
第15回	2018/7/24	12年	500億円	0.89%	BBB+ / A	
第16回	2018/9/13	7年	500億円	0.57%	BBB+ / A	
第17回	2018/10/18	5年	500億円	0.43%	BBB+ / A	
第18回	2018/10/18	10年	500億円	0.83%	BBB+ / A	
第19回	2018/12/13	3年	150億円	0.29%	BBB+ / A	
第20回	2018/12/13	15年	350億円	1.16%	BBB+ / A	
第21回	2019/1/28	5年	100億円	0.58%	BBB+ / A	
第22回	2019/1/28	10年	200億円	0.95%	BBB+ / A	
第23回	2019/1/28	15年	200億円	1.20%	BBB+ / A	

# 【参考】PG社債発行実績③



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第24回	2019/4/24	5年	400億円	0.61%	BBB+ / A	2019年度計 5,800億円
第25回	2019/4/24	10年	500億円	1.02%	BBB+ / A	
第26回	2019/4/24	15年	300億円	1.31%	BBB+ / A	
第27回	2019/7/10	5年	700億円	0.60%	BBB+ / A	
第28回	2019/7/10	10年	800億円	1.01%	BBB+ / A	
第29回	2019/7/10	15年	600億円	1.30%	BBB+ / A	
第30回	2019/10/9	5年	700億円	0.58%	BBB+ / A	
第31回	2019/10/9	10年	700億円	0.98%	BBB+ / A	
第32回	2019/10/9	15年	600億円	1.28%	BBB+ / A	
第33回	2020/1/27	7年	500億円	0.68%	BBB+ / A	

# 【参考】PG社債発行実績④



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第34回	2020/4/23	5年	600億円	0.75%	BBB+ / A	2020年度計 7,000億円
第35回	2020/4/23	10年	700億円	1.20%	BBB+ / A	
第36回	2020/4/23	15年	500億円	1.45%	BBB+ / A	
第37回	2020/6/11	3年	1,000億円	0.29%	BBB+ / A	
第38回	2020/7/16	5年	1,000億円	0.58%	BBB+ / A	
第39回	2020/7/16	10年	1,200億円	1.08%	BBB+ / A	
第40回	2020/7/16	15年	700億円	1.37%	BBB+ / A	
第41回	2020/10/8	6年	500億円	0.64%	BBB+ / A	
第42回	2020/10/8	12年	500億円	1.13%	BBB+ / A	
第43回	2021/1/21	20年	300億円	1.42%	BBB+ / A	

# 【参考】PG社債発行実績⑤



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第44回	2021/4/22	5年	800億円	0.40%	BBB+ / A	2021年度計 4,500億円
第45回	2021/4/22	10年	900億円	0.80%	BBB+ / A	
第46回	2021/4/22	15年	800億円	1.05%	BBB+ / A	
第47回	2021/8/31	10年	1,200億円	0.68%	A- / A	
第48回	2021/8/31	15年	800億円	0.88%	A- / A	



# 【参考】PG社債発行実績⑥



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第49回	2022/4/26	5年	900億円	0.60%	A- / A	2022年度計 4,900億円
第50回	2022/4/26	10年	800億円	0.94%	A- / A	
第51回	2022/4/26	15年	300億円	1.10%	A- / A	
第52回	2022/7/21	3年	300億円	0.65%	A- / A	
第53回	2022/7/21	5年	400億円	0.90%	A- / A	
第54回	2022/7/21	10年	300億円	1.20%	A- / A	
第55回	2022/10/19	3年	250億円	0.72%	A- / A	
第56回	2022/10/19	5年	430億円	0.98%	A- / A	
第57回	2022/10/19	10年	220億円	1.35%	A- / A	
第58回	2023/1/19	3年	390億円	0.86%	A- / A	
第59回	2023/1/19	5年	260億円	1.19%	A- / A	
第60回	2023/1/19	6年	180億円	1.25%	A- / A	
第61回	2023/1/19	10年	170億円	1.60%	A- / A	

累計：3兆1,600億円

# 【参考】一般担保について

- 東京電力パワーグリッドが発行する社債は一般担保付であり、弁済の優先順位は高い
- 2025年3月まで一般担保付社債を発行可能(2020年3月27日 経過措置認定済)

## <電気事業法附則 一部抜粋>

- ・社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する
- ・先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする

弁済順位

高

特別先取特権

→租税債権など

一般先取特権

→社員給与など

優先的債権

→**電力会社の社債**および日本政策投資銀行からの借入金  
…総財産を担保とし、特別先取特権や一般先取特権に次いで優先される  
特別先取特権や一般先取特権の金額は限定的なので、実質的な弁済の優先順位は高い

一般債権

→銀行の無担保融資  
取引先の債権など

株主資本

低

# 【参考】一般送配電事業に関わる電気事業法による規制①



## (事業の許可)

第三条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

## (許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。
- 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五 その一般送配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。



(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給(次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。)の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入(以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。)を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

<以下略>

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件(以下この款において単に「供給条件」という。)について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

<中略>

- 3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
  - 一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。
  - 二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
  - 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

<以下略>



## ～将来見通しについて～

東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力グループの事業運営に関する以上のプレゼンテーションの中には、「今後の見通し」として定義する報告が含まれております。それらの報告はこれまでの実績ではなく、本質的にリスクや不確実性を伴う将来性に関する予想であり、実際の結果が「今後の見通し」にある予想結果と異なる可能性が生じる場合があります。